

厚生年金の同時取得喪失の特例

Q 当社では定年を60歳に定めていますが、定年後も引き続き給与を減額して再雇用したいと考えています。この場合、厚生年金の保険料はどうなりますか。

A 60歳以上の定年等による退職者を1日の空白もなく同一の事業所が再雇用した場合は、事実上の使用関係はそのまま続くため被保険者資格もそのまま継続し、資格喪失届の提出は必要ありません。

この場合に給与が著しく低下した場合でも再雇用に伴う給与の改定は、再雇用後4か月目に標準報酬月額の随時改定の届出をして厚生年金保険料の改定を行うのが原則です。

ただし、60歳以上の定年等による退職者を同一の事業所が1日の空白もなく再雇用した場合は、被保険者資格の喪失と取得の手続きを同時に行うことができます。

これを「同日取得喪失の特例」といいます。

これにより再雇用された月から再雇用後の給与にあった新たな標準報酬月額での保険料が徴収され、被保険者・事業主ともに保険料の負担が軽減されます。

さらに、再雇用に伴う給与の減額を在職老齢年金による年金の調整に即応させることもできます。

しかし、協会健保等の傷病手当金を受けている方がこの特例を利用する場合は、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額をもとに給付額の計算が行われますので場合によってはこの特例を利用しないことも検討する必要があります。

手続き等、詳細は最寄りの年金事務所にお尋ねください。